

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年6月12日)

【件名】

- 1 障害者支援施設への緊急立入調査の結果について
(障がい福祉課)・・・1
- 2 「あいサポート・アートとっとりフェスタ」1カ月前イベント等の開催について
(全国障がい者芸術・文化祭課)・・・3
- 3 第1回子育て王国とっとり会議の概要について
(子育て応援課)・・・5
- 4 「子育て同盟サミットinなごの」の概要について
(子育て応援課)・・・6
- 5 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正(案)に係るパブリックコメントの実施結果について
(青少年・家庭課)・・・12
- 6 平成26年度熱中症予防啓発等に係る取組について
(健康政策課)・・・13
- 7 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動とっとり大会の開催について
(医療指導課)・・・15

福祉保健部

障害者支援施設に対する緊急立入り調査の結果について

平成26年6月12日

障がい福祉課

社会福祉法人あすなる会の障害者支援施設「松の聖母学園」で発生した虐待事案を受け、松の聖母学園及び県内のその他の障害者支援施設に対する緊急立入り調査を実施しましたので、その結果を報告します。

1. 調査の概要

調査期間：5月27日(火)～6月6日(金)

調査対象：松の聖母学園及びその他の障害者支援施設（計21施設）

調査内容

①松の聖母学園：虐待事案の確認、虐待防止研修の実施状況、業務管理体制など

②その他の施設：障がい者虐待防止の取組み状況、業務管理体制の整備状況など

調査対象

①松の聖母学園：加害職員、ユニット職員、施設長、役員、虐待を受けた利用者の家族等

②その他の施設：施設長、ユニットリーダー、ユニット職員等

2. 松の聖母学園に対する調査の結果

- ・ 虐待件数13件
- ・ 施設内で虐待防止の研修が行われておらず、施設外の研修にもほとんど参加できていない
- ・ 施設職員の法改正やケアの手法など業務上必要な知識・スキルの習得が不十分
- ・ 法人本部・施設幹部・職員間のコミュニケーションが不十分
- ・ 施設長が施設の運営を十分掌握できていない
- ・ 法人本部が施設運営の適切なマネジメントが出来ていない

3. その他の障害者支援施設に対する調査の結果

- ・ いずれの障害者支援施設においても虐待事案は確認されず、虐待防止の取組み、業務管理体制に問題点は確認されず
- ・ 松の聖母学園成人寮については、虐待は確認されなかったが、松の聖母学園と共通の体制を敷いているため、虐待防止の体制、業務管理体制を整備する必要がある

4. 今後の対応

- ・ 松の聖母学園について、6月30日までに改善報告書の提出を求めており、報告書の内容を見て必要な措置を検討予定
- ・ 施設運営の適正化だけでなく、法人の業務管理体制のあり方を見直すよう指導する予定
- ・ 就労継続支援B型事業所、生活介護などその他の障害福祉サービス事業所についても、順次緊急立入り調査を実施予定

【参考】松の聖母学園における虐待事案の概要

	事 案
1	加害職員 A が利用者 a の頭を押さえ、湯船に顔を付けた
2	加害職員 B が利用者 a の頭部をバインダーで殴打し 4 針縫う外傷を負わせた
3	加害職員 A が利用者 b の目の前で食事を捨てた
4	加害職員 A が利用者 c の鼻をつまんで食べさせた
5	利用者 d が臀部に大きな外傷を負っていたが、加害職員 A の指示で受診させなかった
6	加害職員 A が利用者 e を突き飛ばし頭部を強打させる
7	不穏状態になった利用者を居室対応する際、加害職員 A の指示で中から扉を開けないようにしたが、個別支援計画への記載がない
8	利用者 d が臀部に大きな外傷をおった（5 と関連）
9	利用者 f の陰囊が浅黒くなっており、また、左大腿部付け根にも打撲痕
10	利用者 e が他の利用者とトラブルの際、加害職員 A が居室に連れて行き中からどんと音がした。出てきた利用者 e は左目が腫れアザができていた
11	加害職員 A が入浴中にトラブルを起こした利用者 a に湯の入った桶を抱えさせたまま浴槽のふちに仰向けにさせ、桶の湯をこぼさないよう命令。湯をこぼした利用者 a はそのままの状態ですを持って湯船に入れられた。（利用者 c も）
12	加害職員 A が利用者 a に風呂場で裸のまま動くなと指示した
13	利用者 g が連絡階段を歩いていた際、加害職員 A が「靴を脱げ」といい、靴を持って行き、利用者 g を放置した。

「あいサポート・アートとっとりフェスタ」1カ月前イベントの開催等について

平成26年6月12日
全国障がい者芸術・文化祭課

1 大会1カ月前イベントの開催

7月12日から開催される「あいサポート・アートとっとりフェスタ（第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会）」まで、あと1カ月（6/14で28日前）になったことから、開催機運醸成と大会周知のため、1カ月前イベントを開催します。

- 1 日 時 平成26年6月14日（土）10:20～10:50
2 場 所 とりぎん文化会館正面玄関前
3 出席者 平井知事（第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会実行委員会会長）、
深澤鳥取市長（実行委員会副会長、歓迎砂像設置者）、長谷川 聖馬くん（パレ
ットくん命名者、福生西小6年生）、ゆいまーる（当日ステージ発表）、PRキャラ
バン隊 ほか

4 次 第

- (1) 主催者挨拶 平井知事（実行委員会会長）、深澤鳥取市長（実行委員会副会長）
(2) パレットくん命名者表彰式
パレットくん命名者の長谷川くんに表彰状と副賞を贈呈
(3) 砂像除幕
※鳥取市がおもてなしの一環として大会キャラクターのパレットくんの砂像をとりぎん
文化会館正面玄関前に設置。
(4) 全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会応援団紹介
※応援団とは、大会を通じて様々な場所に登場し、イベントを盛りあげるとともに、SN
Sを使って大会を草の根的にPRしていただく方々。今後、キャラバン隊を通じて応援
団を増やしていく。
(5) ステージ発表 「ゆいまーる」ステージ披露

2 ボランティアの募集状況

大会の運営や大会準備に係るボランティアを広く県民の皆様から募集し、大会への自主的な参加を促すとともに、障がい者に配慮した心のこもった大会運営を目指すため、ボランティアを募集していたところ、目標としていた500人に達しました。

ボランティアの皆さんには、「あいサポーター」になっていただき、多様な障がいの特性、障がいのある方への必要な配慮などを理解していただいてから、業務に当たっていただくこととしています。

1 募集内容

- (1) 募集区分 個人または団体（2名以上）
(2) 募集期間 H26. 1. 24～H26. 6. 13
（あいサポーター研修実施のため、オープニングの1カ月前を締切）
(3) 応募資格 鳥取県内在住または、県内に通勤・通学されている方で、16歳以上（高校生可）の方
- 2 募集状況 平成26年6月4日現在 513人
目標：500人（延べ800人）
- 3 大口登録 ・鳥取敬愛高等学校 85人
・鳥取県信用保証協会 43人
・鳥取城北高等学校 34人

3 ステージ発表出演者を募集

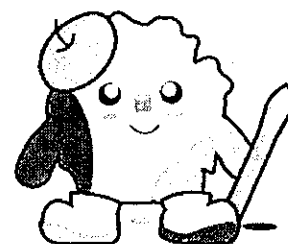
- 1 募集内容 障がいのある方、または障がいのある方を含むグループの皆さんで、ダンス、劇、合唱、演奏など、日頃の活動や練習の成果を披露するステージ発表
- 2 出演募集イベント
 - (1) あいサポートコンサート
日時：平成26年10月4日（土）
場所：米子市公会堂
 - (2) クライマックスイベント
日時：平成26年11月1日（土）～11月2日（日）
場所：とりぎん文化会館
- 3 応募締切 平成26年7月31日（木）

4 国際障がい者アート展出品者を募集

- 1 募集内容 国内外を問わず、障がいのある方又は、障がいのある方が共同で制作したアート作品で未発表のもの
- 2 募集ジャンル
 - (1) 国内 美術部門 絵画、彫刻、立体造形、陶芸、写真、書道、版画、織り、工芸
文芸部門 詩、短歌、俳句、川柳
マンガ部門 4コママンガ
 - (2) 国外 美術部門 絵画、写真、書道、版画
マンガ部門 4コママンガ
- 3 表彰 最優秀賞 賞状、楯、賞金10万円
金賞 賞状、楯、賞金5万円
銀賞 賞状、楯、賞金3万円
銅賞 賞状、楯、賞金1万円
- 4 作品披露 国際障がい者アート展
会期：平成26年10月25日（水）～11月3日（月・祝）
場所：県立博物館
- 5 募集期間 平成26年8月1日（金）～9月22日（月）

5 大会キャラクター「パレットくん」の友達作品を募集

- 1 募集内容 大会キャラクター「パレットくん」の友達キャラクターのデザイン
- 2 応募資格 どなたでも応募可能
- 3 参加賞 応募者全員に参加賞を贈呈
- 4 作品披露 パレットくん友だち作品展
会期：平成26年9月5日（金）～9月21日（日）
場所：やまびこ館
- 5 応募締切 平成26年7月31日（木）



第1回子育て王国とっとり会議の概要について

平成26年6月12日

子育て応援課

子育て王国とっとり条例に基づく子育て王国とっとり会議の第1回の会議を次のとおり開催しました。

1 日時 平成26年5月26日(月) 15:00～17:00

2 場所 第2庁舎4階 第34会議室

3 次第

① 開会

② 会長選出

③ 講演

〔 地域社会における子育て支援～支援政策の効果分析研究の視点から～
鳥取環境大学地域イノベーション研究センター 千葉センター長 〕

④ 議題

- ・子育て王国とっとり推進指針の概要
- ・子ども・子育て支援新制度の概要

⑤ 意見交換

⑥ 閉会

4 主な内容等

(1) 会長選出 大塩委員(鳥取県母子生活支援施設協議会 会長、社会福祉法人倉吉東福祉会 倉明園施設長)

(2) 意見交換会における主な意見

○子育て王国とっとり条例推進指針

- ・「安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策」に関する現状と課題、今後の方向性について、幼児教育に関する記載がなく、学校教育に関する記載が多くなっている。幼児教育の記載がもう少しあってもいいのではないか。
- ・病児保育についても質の確保が求められている。学童保育については県で研修会など行われているが、病児保育については県主催の研修会がないので、県で企画、支援をしてほしい。
- ・例えば幼稚園教諭について、就職後に質の向上を行うのではなく、養成校や高校の段階で必要な教育を行うなどの手立てを打つ必要があるのではないか。また、人をどう育てていくかということをおさえ、それがわかるような施策が入ればよい。
- ・文章でなく、グラフで対応できるものについては対応するなど、わかりやすい、読みやすい資料にすること。

○その他

- ・現在の負担として保育料が大きい。
- ・行政はもっと現場へ出向き、若者がどのように生活していきたいのかなどの意見を聞かなければならない。
- ・補助事業を行う際などに市町村の一部地域だけでも対象とするようなきめ細やかな対応が必要であると思う。
- ・全く子育て経験がない者が相談できる場所を作ってほしい。

「子育て同盟サミット in ながの」の概要について

平成26年6月12日

子育て応援課

「子育て同盟」の加盟県知事が子育て支援施策について協議・情報共有するため、「子育て同盟サミット in ながの」が、5月31日（土）に松本市で開催されました。

山口県が新規加盟された他、共同イニシアティブ事業の一つとして、子育て同盟のシンボルマークが発表され、首脳会議では、森まさこ内閣府特命担当大臣と小林寿子氏（助産院「ばぶばぶ」院長）を交え、子育て議論がなされ、「ながの子育て声明」が発表されました。

今後、発表された「ながの子育て声明」に基づき、国への提言、要望活動を行う予定です。

1 「子育て同盟サミット in ながの」の概要

【平成26年5月30日（金）】

1 長野県立こども病院視察

- (1) 時間：15時30分～16時50分
- (2) 場所：長野県立こども病院（長野県安曇野市豊科3100）
- (3) 参加知事：5県 長野県、三重県、広島県、徳島県（副知事）、山口県

2 交流会

- (1) 時間：18時00分～19時30分
- (2) 場所：「アルモニー・ピアン」バンケット（長野県松本市大手3-5-15）
- (3) 参加者：各県子育て支援担当者、子育て支援団体関係者等約80名
【参加知事】8県 長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県（副知事）、佐賀県、山口県

【平成26年5月31日（土）】

サミット

- (1) 時間：9時00分～12時30分
- (2) 場所：まつもと市民芸術館 小ホール（長野県松本市深志3-10-1）
- (3) 内容

	時間	内 容		
第1部	9:00～9:50	歓迎イベント [SK 松本ジュニア合唱団]		
		山口県の同盟加盟発表		
		共同イニシアティブ事業 報告・提案		
		「子育て応援企業」表彰・事例発表 ・最優秀子育て応援企業賞：シナノケンシ株式会社（長野県） ・優秀子育て応援企業賞：万協製薬株式会社（三重県） ・優秀子育て応援企業賞：株式会社サタケ（広島県） ・子育て応援企業賞：(株)みたこ土建（鳥取県）ほか7社		
第2部	10:00～10:50	来賓挨拶 森 まさこ内閣府特命担当大臣（少子化対策）		
		講演「10人育児中！ー助産師と母親の立場から見た出産、子育てー」 講師：小林 ^{こばやし} 寿子氏（助産院「ばぶばぶ」院長）		
	10:50～12:15	首脳会議	各県知事、森大臣、講師による子育て議論 [議長：阿部長野県知事]	
			「ながの子育て声明」発表	
	12:15～12:20		次年度開催県の発表：岡山県	
12:20～12:30		記者会見		

- (4) 参加者：各県子育て支援担当者、子育て支援団体関係者、一般参加者等約130名
【参加知事】10県 長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、高知県、佐賀県、宮崎県、山口県、徳島県（副知事）

- (5) ながの子育て声明

別紙参照

2 子育て同盟シンボルマークの選考結果について

- (1) 募集期間 平成26年4月9日から5月8日
- (2) 応募作品 54作品
- (3) 選考結果
 - 最優秀賞 居関 孝男 様 (京都府京都市)



子育て同盟

《マークの解説》

「子育て」から“子”を用いて、元気で笑顔あふれる子どもの笑顔として描きました。ユニバーサルカラーで判断しやすくして万人に認識できるようにし、そして角を丸めやさしさとして表現してあります。

- 優秀賞
 - 松岡 英男 様 (山形県山形市)
 - 駒井 瞭 様 (大阪府東大阪市)
 - 塩崎 榮一 様 (大阪府大阪市)

ながの子育て声明

～極点社会を反転！～

我が国の少子化が止まらない！人口減少により、将来、地方自治体の約半数「896」が消滅する可能性があるとの報告が出され、全国に衝撃を与えた。

今、我々は、日本存続の大きな岐路に立たされている。人口減少の継続及び加速は、日本の存立にかかわる危機であるとの国民の共通認識を醸成し、国と地方自治体が一丸となって対処する必要がある。

先人が幾多の困難を乗り越え、今日の日本の繁栄を築いたように、我々は、少子化をストップさせるための断固たる覚悟を示し、あらゆる叡智を結集し、スピード感を持って決断し、取組を加速度的に強化させるべきである。

地方の現場に身を置く、我々11名の知事は、極点社会を反転させ、結婚し、子どもを育てることに幸せを感じられる社会を実現するため、結婚支援、移住促進、子育て支援に全力で取り組むことを宣言する。

だから、

結婚しよう！好きな人と。
移住しよう！好きな^{ところ}地方へ。
子育てしよう！大好きだから。

平成26年5月31日

子育て同盟11県知事

国への提言

【少子化対策の基本戦略】

我々は、現在が少子化問題の危機的な状況を打開する最後の機会であるという認識のもと、以下の事項を少子化対策に係る基本戦略と位置付ける。

1 最重要課題と位置づけた挙国一致での取組の強化

少子化対策を長期的に取り組むべき重点的な政策課題として位置づけ、わかりやすい政策目標を設定し、国民・県民に対して目標設定の考え方を丁寧に説明すること。そのうえで、住民が「安心して結婚し、妊娠・出産・子育てができる」と期待を持てるよう、税制の検討を含めできうる限りの取組を進めること。

また、個人の選択・意思を尊重しつつ、結婚や子育ての価値を広く啓発するポジティブ・キャンペーンを展開するとともに、省庁の垣根を越え一丸となり、総力を結集し包括的な少子化対策に国策として取り組むこと。

2 未来への投資としての必要な財源の確実な確保

消費増税は、収入の少ない若い子育て世代を直撃するが、先進諸国と比較して、我が国の社会保障の再配分機能が高齢世代への移転に偏り、子育て支援などに振り向けられる政府支出はGDP比1%にも満たないなど、著しく低い水準にある。

社会保障の充実と安定化を目的に、さらなる消費税率の引き上げが予定されている今この時こそ、未来への投資として少子化対策に十分な財源を投入し、若い世代が将来に希望の持てる施策を推進すること。

3 子育ての経済的負担の大胆な軽減

夫婦が、希望する人数の子どもを産み育てられない、最大の要因である経済的な負担感を解消し、希望するだけ子どもを産み育てることを強力に後押しするため、医療、保育、教育といった子育てに係る総合的な財政支援を大胆に拡充するなど、特に若い世代に対する、経済的負担の軽減を図ること。

4 地域の実情とライフステージに応じた総合的な対策の支援

少子化の要因や課題は地域ごとに異なるため、地方の実情に即した様々な地方独自の施策に対する支援の拡充を図るとともに、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージに応じた総合的な対策を講じること。

5 仕事と育児を両立できる環境整備の促進

労働力人口減少への対策として、仕事と育児の両立ができるよう、育児休業期間の拡大や女性の就労支援などの支援策を拡充するとともに、子育て支援に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の拡充など大胆な支援策を講じること。

【最重点での取組を求めるもの】

基本戦略を踏まえ、包括的な少子化対策に国策として取り組むため、国においては、下記事項に迅速かつ着実に取り組んでいただくよう提言する。とりわけ、次の事項については、喫緊の課題として、最重点に取り組んでいただくよう、強く要望する。

1 新制度における「量的拡大」と「質の改善」のための財源確保

子ども・子育て支援新制度をよりよいものとするため、新制度への移行に当たっては、地域の声を十分に聞いていただくとともに、新制度における「量的拡充」と「質の改善」は車の両輪であることから、「量的拡充」だけでなく地方が望む「質の改善」を実現するために必要な1兆円超の追加財源を確保すること。

2 地域少子化対策強化交付金の拡充

出会い・結婚から妊娠・出産、育児まで、安心して子どもを産み育てることが出来る地域社会の実現に向けて、とりわけ、出会いの場づくりなど地方の現場が地域の実情に応じて実施するため、「少子化対策」を持続的に推進できるよう、地域少子化対策強化交付金を継続的な事業として確立するとともに、交付額の拡大と柔軟な制度運用を行うこと。

【現場での実践活動から改善を求めるもの】

I 子育て環境の整備及び支援策の充実

1 保育士や幼稚園教諭、児童養護施設に勤務する職員の安定的な確保及び質の向上を図るため、恒久的な処遇改善策を講じるとともに、現場実態を踏まえた配置基準の引き上げを実施すること。

また、学校法人が運営する保育所等に勤務する職員の退職手当について、幼稚園に勤務する職員と同じ制度を適用又は新たな制度を確立し、必要な財源を確保すること。

2 保育所運営費の算定に当たって、看護師と保育士の任用単価差を考慮し、運営費の加算、看護師に准看護師を含める等の措置を講じること。

3 平成26年度限りとされている「安心子ども基金」による保育施設整備への支援について、平成27年度以降の保育環境整備のための支援策の内容を早急に明らかにすると共に、安定的な財源を措置すること。

- 4 過疎地域ならではの子育て支援施策を安定して実施することができるよう、子ども・子育て支援新制度における特例制度の創設又は補助要件の緩和・補助基準の拡充を行うこと。
- 5 人口減少地域において、地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブを小規模保育事業等と併設する場合について、職員の配置基準や利用児童数の下限等要件の緩和を行うなど、実施主体が取り組みやすい補助制度とすること。
- 6 病児・病後児保育事業を一層推進するため、国庫補助基準額のさらなる引き上げを図るとともに、実施要件を緩和し、実施主体が取り組みやすい制度とするよう改善すること。

II 子育ての経済的負担の軽減

- 7 子育て家庭に対する経済的負担軽減については、保育所・幼稚園から高校まで、一貫した負担軽減制度を創設すること。
- 8 子育てを支える環境づくりのために、子ども、障がい者、母子家庭等への医療費助成について、国において助成制度を創設すること。また、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険国庫負担金の減額措置を廃止すること。

III 出産・妊娠に関する支援策の充実

- 9 思春期からのライフプラン教育を行うなかで、親子や友人、あるいは地域との関係の在り方などを含めた多様な家族観や、妊娠・出産の時期、中絶による母体への影響などの医学的な知識についても学べるように配慮すること。
- 10 希望する誰もが安心して不妊治療を受けることができるよう、不妊治療に対する研究推進及び有効な治療法に対する助成制度を充実するとともに医療保険適用を含めた制度設計を引き続き検討すること。また、不育症の検査・治療の研究を推進し、支援策の充実を図ること。

IV 仕事と子育ての両立に向けた支援策の充実

- 11 女性の潜在的労働力の活用は、経済の活性化に必要であるとともに、女性の労働力率と合計特殊出生率には正の相関関係もあることから、子育てしやすい職場環境づくりや女性の就業継続・再就職支援、男性の家事・育児参加、待機児童対策等の取組を推進し、女性の活躍促進に向けた総合的な施策の充実を図ること。

また、仕事と家庭の両立にむけた企業の取組を促進するための施策を充実すること。

平成26年5月31日

子育て同盟11県知事

平成26年6月12日
青少年・家庭課

1 パブリックコメントの募集等

- (1) 募集期間 平成26年5月22日（木）から5月28日（水）まで
 (2) 周知方法 条例案をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部、八頭庁舎及び県立図書館、市町村役場窓口で概要チラシを配架した。また、報道機関への資料提供、関係団体などへ概要チラシを郵送した。
 (3) 応募件数

ファクシミリ	電子メール	計
3 (2)	2 (2)	5 (4)

※意見件数。応募者数は括弧書き。

2 主な意見の内容とそれに対する考え方

(1) 賛成意見

意見の概要	県の考え方
① 改正案に賛同します。	改正案を6月定例県議会に附議する予定です。

(2) その他の意見

意見の概要	県の考え方
②インターネットは手軽で楽しくて便利だが、そこに頼りすぎるのが悪いと思う。小学生も夏休みの自由研究、普段の自主学習でもネット使用が普通となっている。そこまでネットに頼らなくてはならない生活、社会事情に何か疑問を持つ。	○今回の改正で、親子の間で話し合い使用時間を制限するペアレンタルコントロールを適切に行うよう努力規定を明文化しています。 (趣旨を反映)
③ゲーム機その他の機器の販売業者に指導するよりも、機器製造業者に対して、青少年が被害にあったり、非行に走らないよう製造段階で外すよう勧告できないか。	○インターネットを利用可能な機器の製造を規制するのは、これらの機器を大人も使用していることから困難ですが、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第19条において、当該機器を販売する際は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むこと等の措置を講じた上で販売しなければならないことが義務づけられています。
④販売事業者に対し、購入者に書面を交付する義務規定は、保護者が購入することが前提の規定のように見える。これだけでは、購入者が青少年自身の場合、その実質的な効力はない。 青少年が中古スマホやゲーム機を保護者に内緒で購入し、Wi-Fi環境を求めコンビニ周辺や友達の家でLINEやゲームをしている。 中古スマホ等の販売店に対し、青少年に対する販売を控えてもらうため、協力義務を盛り込む、少なくとも努力義務が必要。	○インターネットには、世界中の情報を閲覧できたり、表現活動やコミュニケーションの場として利用できるといったメリットがありますので、青少年がインターネットを利用することを一切禁止するのではなく、適切なペアレンタルコントロールのもとで利用することとしています。これは、保護者がインターネットの利用の状況を把握する責務を果たすのが前提ですから、事業者には、青少年に対する販売を控えるよう義務づけするのは適当でないと考えています。
⑤努力義務として「安全に使うための機器設定の技術サポート・相談担当者の設置」を加えて欲しい。	○販売事業者には、現行条例で有害情報等の閲覧防止について必要な情報を提供しよう努力義務(12条の2第4項)が、また、法律上も求められれば有害情報フィルタリングサービスの提供の義務(法第18条)が規定されていることから、御意見への対応は可能です。

平成 26 年度 熱中症予防啓発等に係る取組について

平成 26 年 6 月 12 日

健康政策課

本県における熱中症対策については、例年、本格的な夏を迎える前に昨年度の状況等を踏まえ、「鳥取県熱中症対策連絡会議」を開催し、本年度の取組について関係機関で情報共有し、効果的な取組を行うこととしています。

本年度第 1 回の連絡会議を開催し、従来からの熱中症予防対策に加え、平成 26 年度における新たな取組として、下記のとおり実施することとしましたので報告します。

1 第 1 回鳥取県熱中症対策連絡会議の概要 (※平成 22 年度から開催。)

○開催日時：平成 26 年 5 月 21 日 (水)

○参加機関：鳥取地方気象台、鳥取労働局、各消防局、市町村、小中学校長会、県関係部局（未来づくり推進局、危機管理局、総務部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育委員会）

○内 容：・昨年度の熱中症対策への取組について
・気温の推移と特徴等について（鳥取地方気象台より）
・関係機関の熱中症対策への取組について

2 平成 26 年度における新たな取組

(1) 熱中症予防へのきめ細やかな注意喚起を目的とした熱中症警報発令の見直し

従来、気温が 35℃を超えると予想される日に発表していた警報 (H23～) を 2 段階発令に見直す。

○熱中症警報：予想気温が 30℃を超える (真夏日) と予想される日に発令

○熱中症特別警報：予想気温が 35℃を超える (猛暑日) と予想される日に発令

(2) 鳥取砂丘における熱中症予防対策の強化

○「熱中症注意」などの看板 (GW前設置済) や砂丘入り口階段ステップへの注意喚起メッセージ (6 月下旬)

○砂丘駐車場料金所でのチラシ配布 (6 月下旬)

[熱中症警報の見直し]

熱中症予防啓発に係る本県独自の取組として、昨年度まで「熱中症注意月間」及び「熱中症警戒週間」を設定し、さらに、気温 35℃以上 (猛暑日) が予測される日には「熱中症警報」を発令していたが、警報発令基準 (35℃以上) に至らない気温 (30℃以上) で熱中症搬送者が多く発生している状況を踏まえ、さらにきめ細やかな注意喚起を行うため、警報発令基準を見直し、2 段階の発令を行うこととする。

◇熱中症警報：気温 30℃を超える (真夏日) と予想される日に発令 → 新規

◇熱中症特別警報：気温 35℃を超える (猛暑日) と予想される日に発表 → 「警報」を「特別警報」に変更

※30℃以上で発表する理由

・昨年6～9月の本県での熱中症搬送者335名のうち、176名(52.5%)が30℃～35℃未満の気象条件であった。

区 分	搬送者数	重症	中等度	軽症
30℃未満	22名 (6.6%)	0	10	12
30℃～35℃未満	176名 (52.5%)	1	82	93
35℃以上	137名 (40.9%)	2	61	74
計	335名	3	153	179

《参 考》

○鳥取県熱中症注意月間

目的: 関係機関と連携し、期間中はあらゆる媒体を通じて県民に対し重点的に熱中症の予防啓発を行う。

期間: 5月21日～9月30日(※始期は、気象庁の高温注意情報発令始期と同日。)

○鳥取県熱中症警戒週間(平成25年度新規)

目的: 熱中症発生の危険性が高くなる高い気温(30℃以上:真夏日)が予想される場合、熱中症警戒週間を発令し、県民に早期の注意喚起を行う。

基準: 発令…原則毎週金曜日に、向こう1週間の予想最高気温が概ね5日間程度、30℃以上の日が続くと気象庁が予測する場合。

解除…1週間単位の発令とし、自動的に解除とする。

【25年度発表回数:計11回(初回発表 6/21)】

○鳥取県熱中症警報(26年度新規)

目的: 熱中症発生の危険性が高くなる気温(30℃以上:真夏日)が予想される場合、熱中症警報を発令し、県民に注意喚起を行う。

期間: 5月21日～9月30日(※県の熱中症注意月間と同期間。)

基準: 発令…鳥取県の予想最高気温30℃以上が予想される際、県内全域に発令。

解除…1日単位の発令とし、自動的に解除とする。

○鳥取県熱中症特別警報(26年度より、従来の「警報」を「特別警報」に変更)

目的: 更に熱中症発生の危険性が高くなる高い気温(35℃以上:猛暑日)が予想される場合、熱中症特別警報を発令し、県民に一層の注意喚起を行う。

期間: 5月21日～9月30日(※県の熱中症注意月間と同期間。)

基準: 発令…鳥取地方气象台が鳥取県に「高温注意情報※」を発表した際、県内全域に発令。

解除…1日単位の発令とし、自動的に解除とする。

※高温注意情報とは、翌日又は当日の最高気温が概ね35℃以上になることが予想される場合に発表

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動とっとり大会の開催について

平成26年6月12日
医療指導課

麻薬、覚せい剤や脱法ハーブなどの薬物により、使用者のみならず、家族や周りの社会に深刻な影響がもたらされている。

平成26年4月1日から薬事法改正により指定薬物の単純所持・使用等の禁止など取締りの強化が行われたほか、県においても「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」に係る知事指定薬物の指定、「薬物濫用対策推進計画」の策定・推進により規制強化を行っている。

薬物乱用を撲滅するため毎年6月20日から1か月間、全国で「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施しており、今年度県民の方々に、薬物乱用の害悪や恐ろしさについて正しい知識を持ち、絶対に使わないという強い意志を広く共有していただくため、本大会を開催する。

1 大会の概要

- (1) 日時 平成26年6月23日(月) 午後2時～4時
- (2) 場所 鳥取市民会館大ホール
- (3) 主催 鳥取県、鳥取県薬物乱用対策推進本部、
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動鳥取県実行委員会
- (4) 対象 高校生、小中高PTA、一般県民
- (5) 内容
 - ①主催者挨拶 平井知事
 - ②行政説明 県福祉保健部健康医療局医療指導課
 - ③講演・体験発表
 - テーマ：「薬物依存症について」～ダルクからのメッセージ～
 - 講師：鳥取ダルク 理事長 千坂 雅浩氏
 - ④紙芝居上演
 - 薬物乱用防止紙芝居「悪魔の遊園地」
 - 演者：紙芝居師 松村 宏氏
 - ⑤大会宣言
 - 高校生代表2名による大会宣言
 - ⑥閉会

2 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動月間中のその他の実施内容

- (1) 実施期間
平成26年6月20日(金) から同7月19日(土) までの1か月間
- (2) 実施内容
 - ①ヤング街頭キャンペーン
県内3カ所で、高校生等のヤングボランティアの協力を得て、街頭啓発キャンペーンを実施する。
東部：6月21日(土) 午前10時～12時30分 イオン鳥取北店
中部：6月29日(日) 午前10時～正午 パープルタウン
西部：7月6日(日) 午前10時～正午 イオン日吉津店
 - ②「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金活動
街頭キャンペーンの実施に併せて募金活動を行うほか、キャンペーン参加団体等の店頭や職域組織においても募金活動を実施する。